

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の  
在り方等に関する総合的なガイドライン  
—(案)—

令和4年12月

スポーツ庁

文化庁



スポーツ庁



文化庁

Agency for Cultural Affairs,  
Government of Japan

## 目 次

前 文.....	2
本ガイドライン策定の趣旨等.....	4
I 学校部活動.....	6
1 適切な運営のための体制整備.....	6
(1) 学校部活動に関する方針の策定等.....	6
(2) 指導・運営に係る体制の構築.....	6
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進.....	8
(1) 適切な指導の実施.....	8
(2) 部活動用指導手引の普及・活用.....	9
3 適切な休養日等の設定.....	10
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備.....	11
5 学校部活動の地域連携.....	12
II 新たな地域クラブ活動.....	131414
1 新たな地域クラブ活動の在り方.....	131414
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進.....	141515
(1) 参加者.....	141515
(2) 運営団体・実施主体.....	141515
① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実.....	141515
② 関係者間の連携体制の構築等.....	151616
(3) 指導者.....	151616
① 指導者の質の保障.....	151616
② 適切な指導の実施.....	161717
③ 指導者の量の確保.....	171817
④ 教師等の兼職兼業.....	171818
(4) 活動内容.....	181919
(5) 適切な休養日等の設定.....	181919
(6) 活動場所.....	192020
(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減.....	202121
(8) 保険の加入.....	202121
3 学校との連携等.....	212221
III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備.....	222323
1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法.....	222323
(1) 休日の活動の在り方等の検討.....	222323
(2) 検討体制の整備.....	222323
(3) 段階的な体制の整備.....	232424
2 休日の学校部活動の地域移行の達成時期の取扱い地域連携や地域クラブ活動 への移行の段階的推進.....	242525
3 地方公共団体における総合的・計画的な取組.....	242525
IV 大会等の在り方の見直し.....	262727
1 生徒の大会等の参加機会の確保.....	262727
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備.....	262727
(1) 大会等への参加の引率.....	262727
(2) 大会運営への従事.....	272828
3 生徒の安全確保.....	282929
4 全国大会をはじめとする大会等の在り方.....	282929
終わりに.....	303131

## 前 文

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。
- 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- 平成 30 年にスポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、平成 31 年・令和元年に、中央教育審議会<sup>1</sup>や国会<sup>2</sup>から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘された。令和 2 年に、スポーツ庁及び文化庁としても、令和 5 年度以降、休日<sup>3</sup>の部活動の段階的な地域移行を図ることとした<sup>4</sup>。
- 令和 4 年 6 月及び 8 月には、これらの具体的な方策について、スポーツ庁及び文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示されたことから、これを踏まえた学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）

<sup>1</sup> 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（中央教育審議会 平成 31 年 1 月答申）

<sup>2</sup> 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院令和元年 11 月、参議院同年 12 月）

<sup>3</sup> 地方公共団体の条例上「休日」と定められている日を指し、ほとんどの場合は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日。

<sup>4</sup> 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和 2 年 9 月 文部科学省）

への移行に取り組むべく、このたび平成30年のスポーツ庁及び文化庁のガイドラインを統合し、全面的に改定するものである。なお、平成25年に文部科学省が作成した「運動部活動での指導のガイドライン」については、後記I2(1)及びこれを準用するII2(3)のとおり、引き続き運動部活動や地域スポーツクラブ活動の適切な指導の実施のため参照するものとする。

## 本ガイドライン策定の趣旨等

- 本ガイドラインは、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を示すものである。
- 学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。  
その際、前述した学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。
- 本ガイドラインは、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。
- 本ガイドラインのうち「I 学校部活動」については、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）段階の学校部活動についても本ガイドラインを原則として適用する。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- 一方、「II 新たな地域クラブ活動」「III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」「IV 大会等の在り方の見直し」については、公立の中学校の生徒の活動を主な対象とし、国立の中学校においても学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。

<sup>5</sup> 公立大学及び公立高等学校附属中学校においては、その性質等に鑑み、国立の中学校と同様とする。

国公立の高等学校段階については、義務教育修了後に多様な教育活動が行われている状況を踏まえつつ、生徒の心身の健全育成等の観点から、学校等の実情に応じて学校部活動の改革に取り組むことが望ましい。

私立学校については、国公立学校におけるこれらの取組も参考にしつつ、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

- スポーツ庁及び文化庁は、本ガイドラインに基づく全国の部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

## I 学校部活動

学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容を徹底する。

### 1 適切な運営のための体制整備

#### (1) 学校部活動に関する方針の策定等

ア 都道府県は、本ガイドラインに則り、学校部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な学校部活動の取組に関する「部活動の在り方に関する方針」を策定する。

イ 学校の設置者は、本ガイドラインに則り、都道府県の「部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。

ウ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

エ 校長は、前記ウの活動方針、及び活動計画及び活動実績等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

オ 学校の設置者は、前記ウに関し、各学校において学校部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、都道府県は、必要に応じて学校の設置者の支援を行う。

#### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教師だけでなく、部活動指導員<sup>6</sup>や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、

<sup>6</sup> 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、

指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

イ 校長は、教師を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ 都道府県及び学校の設置者は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

オ 学校の設置者及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針<sup>7</sup>」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

カ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を確保積極的に任用し、学校に配置する。とともに、また、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担えうことのできる体制を構築する。部活動指導員が十分に確保できない場合には、教師を顧問とするものの校長は、外部指導者を配置し、必ずしも教師が直接休日の指導や大会等の引率に従事しない体制を構築する。

科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用。平成29年4月1日施行）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

<sup>7</sup> 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」と定義し、時間外在校等時間の上限を①1カ月45時間以内、②1年間360時間以内等としている。



キ 学校の設置者は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰(暴力)やハラスメント(生徒の人格を傷つける言動)は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修<sup>8</sup>を行う。

ク 都道府県は、部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、市区町村等からの求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備するなどの支援を行う。また、スポーツ・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防や文化活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)を徹底し、及び体罰・ハラスメントを根絶する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。都道府県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を

<sup>8</sup> 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成29年3月14日付け28ス庁第704号)」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

## (2) 部活動用指導手引の普及・活用

ア 中央競技団体<sup>9</sup>又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等は、その分野の普及や水準向上の役割に鑑み、学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引(競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やパワハラ・ハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの)を作成し、指導実態や状況の変化に応じた必要な見直しを行う。

イ 中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等は、前記アの指導手引をホームページに掲載・公開するとともに、公益財団法人日本中学校体育連盟(以下「日本中体連」という。)や都道府県等と連携して、全国の学校における普及・活用を図る。

ウ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、前記アの指導手引を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

<sup>9</sup> スポーツ競技の国内統括団体

### 3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究<sup>10</sup>も踏まえ、以下を基準とする。

- ・ 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする<sup>11</sup>。

イ 都道府県は、1(1)に掲げる「部活動の在り方に関する方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえて休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

ウ 学校の設置者は、1(1)に掲げる「設置する学校に係る部活動の方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえるとともに、都道府県が策定した方針を参考

<sup>10</sup> 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1~2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

<sup>11</sup> 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間当たりに換算すると、1週間当たりの授業時数は29単位時間(24時間10分)である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、本ガイドラインでは、1週間当たり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めた(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休業日は3時間程度を基準とする。)

に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、後記エに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

エ 校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

オ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市区町村共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

#### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

イ 都道府県及び市区町村は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 学校の設置者及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

## 5 学校部活動の地域連携

ア 都道府県、学校の設置者及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けることも考えられる。

イ 都道府県、学校の設置者及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を超え越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

ウ 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）、地域の体育・スポーツ協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、都道府県又は学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を図る。

また、各分野の文化芸術団体等は、都道府県又は学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での文化芸術等の活動を推進する。

さらに、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

オ 学校の設置者及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

## Ⅱ 新たな地域クラブ活動

公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

これを踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えに行くという視点も有しつつ、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示す。各都道府県及び市区町村等においては、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくことが望ましい。

### 1 新たな地域クラブ活動の在り方

ア 都道府県及び市区町村は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する。

イ 地域クラブ活動を行う環境の整備は、各地域クラブ活動を統括する運営団体・実施主体や、個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体が進めることが考えられる<sup>12</sup>。このような運営団体・実施主体等の整備、生徒のニーズに応じた~~た~~複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組む、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。

ウ 新たな地域クラブ活動を整備するに当たり、例えば総合型地域スポーツクラブの充実を図ることで、中学校の生徒だけではなく、他の世代にとっても、気軽にスポ

<sup>12</sup> 運営団体及び実施主体は、同一の団体となる場合も考えられる。

ーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになること、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されること、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用が充実することが期待できる。

## 2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

### (1) 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒など、希望する全ての生徒を想定する。

### (2) 運営団体・実施主体

#### ① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

##### 【地域スポーツ団体等】

ア 市区町村は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団<sup>18</sup>、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学など多様なものを想定する。また、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市区町村が運営団体となることも想定される。

イ 都道府県及び市区町村並びに JSPO をはじめとしたスポーツ団体等は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』を運営団体・実施主体等に対して広く周知・徹底する。また、運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』に準拠した運営を行うことが求められる。

##### 【地域文化芸術団体等】

市区町村は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の

<sup>18</sup> JSPO においては、令和4年4月から、総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の運用を47都道府県で開始している。また、総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団が融合した取組を検討している。

整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、文化芸術団体等に加え、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市区町村が運営団体となることも想定される。

## ② 関係者間の連携体制の構築等

ア 都道府県及び市区町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

## (3) 指導者

### ① 指導者の質の保障

#### 【地域スポーツクラブ活動】

ア 都道府県及び市区町村は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。

また、スポーツ団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ JSPO は、より多くの指導者が自ら公認スポーツ指導者資格取得を目指すような制度設計に取り組む。その際、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。

ウ 公益財団法人日本パラスポーツ協会及び各競技団体は、障害者スポーツ指導資格の取得を促進するとともに、研修機会を充実する。

エ 指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等



と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

オ スポーツ団体等は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、JSPO等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。都道府県や市区町村などスポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

### 【地域文化クラブ活動】

ア 都道府県及び市区町村は、生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。また、文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 文化芸術団体等は、指導者の質を保証保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する。特に、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。また、指導者に当該行為が見られた場合への公平・公正な対処について、自ら設ける相談窓口の設置及びその周知や、都道府県や市区町村など文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みの検討等を進める。さらには、文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行い、地域における文化芸術活動の中で指導者の理解を深める。

## ② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施団体主体は、I2(1)に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、及び体罰・ハラスメントを根絶する。都道府県及び市区町村は、適宜、指導助言を行う。

イ 指導者は、I2(1)に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習トレーニングの積極的な導入等を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体主体・実施主体は、I 2 (2) アの指導手引を活用して、指導を行う。

### ③ 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体主体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 都道府県は、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備するなど、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。市区町村が人材バンクを整備する場合は、都道府県との連携にも留意する。また、~~スポーツ・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。~~

ウ 都道府県、市区町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じ ICT を活用した遠隔指導ができる体制を整える。

エ JSPO をはじめとしたスポーツ団体、文化芸術団体等は、指導者資格の取得や研修・講座の受講に際し、インターネットを通じて受講できるようにするなど、指導者の負担軽減に配慮した工夫を行う。また、JSPO は、自らが運営する公認スポーツ指導者マッチングサイトの活用促進に取り組む。

### ④ 教師等の兼職兼業

ア 教育委員会は、国が示す手引き<sup>44</sup>等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。

イ 教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を十分に確認、尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることが

<sup>44</sup> 本ガイドライン公表時に示す予定。

ないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、も検討勘案して許可する。

ウ 地域のスポーツ・文化芸術団体等においては、教師等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教師等の服務監督を行う教育委員会等及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

#### (4) 活動内容

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにする。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

#### (5) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強い者ものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「I 学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全

般を見通し、2(2)②のとおり、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

ア 学校の学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。

イ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市区町村共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

## (6) 活動場所

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、廃校施設も活用する。

イ 都道府県及び市区町村は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。

ウ 営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めない規則の制定や運用を行っている都道府県及び市区町村においては、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう改善を行う。

エ 都道府県及び市区町村は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用し

やすい環境づくりを行う。

オ 都道府県、市区町村及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による前記2(2)②の協議会等を通じて、前記イからエまでを踏まえた地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

カ 前記アからオまでについて、都道府県や市区町村の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」(令和2年3月スポーツ庁策定)や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」(令和3年1月文化庁策定)も参考に取り組む。

### (7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 都道府県及び市区町村は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進める。

ウ 都道府県及び市区町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

### (8) 保険の加入

ア 地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

イ 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、分野・競技特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ適切な

補償内容・保険料である保険を選定し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等に加盟するに当たって、指導者や参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

### 3 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。

学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、2(2)②で述べた協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。

ウ 都道府県及び市区町村は、地域クラブ活動が前記2に示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

### Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた 環境整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があり、ここでは、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化に資するよう、その進め方や検討体制、スケジュール等について示す。各都道府県及び市区町村等においては、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくことが望ましい。

#### 1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

##### (1) 休日の活動の在り方等の検討

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の中で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

イ 平日における環境整備については、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。

ウ 地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこともあり得るため、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいかについては、各地域における関係者間で丁寧に調整をした上で方針を決定する。

##### (2) 検討体制の整備

ア 都道府県及び市区町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置し、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポー

ツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。また、協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開する。

イ 都道府県は、指導者の状況をはじめ当該都道府県内のスポーツ・文化芸術環境に関する情報を集約し、域内の市区町村に対し提供するなど、広域的な調整や学校の設置者に対する助言・支援を行う。

ウ 都道府県及び市区町村は、今後は地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、学校の設置・管理運営を担う担当部署との緊密な連携・協力に基づき、地域スポーツ・文化振興担当部署や生涯学習・社会教育担当部署が中心となつて取り組むことが考えられる。その際、健康増進や社会福祉・医療、まちづくりの担当部署等の他、地域スポーツ・文化コミッションや地域おこし協力隊等との連携も考えられる。また、スポーツ推進委員が都道府県及び市区町村と地域のスポーツ団体等との連絡調整を担うことも期待される。

エ 都道府県及び市区町村の体育・スポーツ協会や文化振興財団・文化協会などの団体は、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行う。

オ 都道府県及び市区町村の競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。

カ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、都道府県及び市区町村の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働して、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に取り組むに関して、都道府県及び市区町村の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

### (3) 段階的な体制の整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行地域移行等に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、例えば、以下のような体制の整備を段階的に進めることが考えられる。

- ① 市区町村が運営団体となり、あるいは市区町村が中心となつて社団法人やNPO法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指



導者を派遣する体制。

- ② 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学や、地域の体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制。

※ なお、直ちに前記①②のような体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動についての地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられる。

## 2 休日の学校部活動の地域移行の達成時期の取扱い地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

ア 休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行をおおむね達成する目標時期について、国としては、令和5年度から令和7年度までの移行開始から3年後の令和7年度末を目途として想定し、この3年間で改革推進集中期間と位置付けて重点的に支援しつつ、各都道府県及び市区町村においては、改革集中期間に地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくため、後記3の推進計画の策定等により、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。その際ただし、例えば中山間地域や離島をはじめ、市区町村等によっては合意形成や条件整備等のため移行に更に時間を要する場合も考えられることから、その場合においては地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととし、国及び都道府県は適切に指導助言を行う。

イ 国、都道府県及び市区町村は、改革集中推進期間終了後において、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行地域移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

## 3 地方公共団体における総合的・計画的な取組

ア 都道府県及び市区町村は、前記2を踏まえ、例えば推進計画の策定等により、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域

におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

イ 各都道府県においてそうした方針等を示した場合は、域内の各市区町村においても、それを参考として地域の実態に応じた方針等を示すことが考えられる。また、都道府県においては、休日の部活動の段階的な地域移行等に関する実践・実証事業等研究の成果の普及を図るとともに、市区町村における取組の進捗状況を把握し、市区町村等に対して必要な指導助言、支援を行う。

## IV 大会等の在り方の見直し

新たな地域クラブ活動を実施するに当たっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営がされることが必要である。ここでは、地域クラブ活動の実施に伴いあるべき大会等の在り方について示す。

### 1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、全国大会、都道府県大会、地区大会及び市区町村大会において見直しを行う。

例えば、既に日本中体連においては、令和5年度から地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを決定しているところ、その参加資格の拡大を着実に実施する。あわせて、都道府県中学校体育連盟（以下「都道府県中体連」という。）及びその域内の中学校体育連盟（以下「域内の中体連」という。）等が主催する大会においても同様の見直しが図られるよう、日本中体連は都道府県中体連に対し、都道府県中体連は域内の中体連に対し、それぞれ必要な協力や支援を行う。

イ 都道府県及び市区町村は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域のスポーツ・文化芸術団体クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行う。

ウ 大会等の主催者は、移行期において学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、複数校合同チームの取扱いも含め、参加登録の在り方を決定する。

### 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

#### (1) 大会等への参加の引率

##### 【学校部活動】

ア 大会等の主催者は、学校部活動における大会等の引率は原則として部活動指導

員が単独で担うことや、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教師が引率しない体制を整える旨を、大会等の規定として整備し、運用する。

イ 日本中体連は、主催大会において、集団競技においても外部指導者による引率を可能とし、また、個人競技においても、校長・教師・部活動指導員が引率できない場合に限定するのではなく、適切な外部指導者がいる場合には校長が認めた上で引率を可能とするよう、引率規定を見直す。

ウ 都道府県及び市区町村において、部活動指導員や外部指導者による引率を認めていない場合は、適切な部活動指導員や外部指導者による引率が可能となるよう見直す。

#### 【地域クラブ活動】

地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

### (2) 大会運営への従事

ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。

イ 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

ウ 教育委員会や校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、同当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

エ 教育委員会や校長は、競技団体スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃からスポーツ・文化芸術当該団体等の活動に従事している教師等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への

影響の有無、教師等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等をしっかりと確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

オ 大会等の主催者は、必要に応じ、JSPO、公益財団法人笹川スポーツ財団及び特定非営利活動法人日本スポーツボランティアネットワークなど、スポーツ・文化ボランティア活動の推進に関する取組等との連携を図る。

### 3 生徒の安全確保

ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏の時期を避ける。

イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の客観的な数値を示す。

ウ 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

### 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

ア 大会等の主催者は、発育・発達期にある生徒にとっての全国大会の意義を、本ガイドラインの趣旨を踏まえて改めて検討し、意義が認められる場合にはそれを踏まえて、生徒にとってふさわしい全国大会の在り方や、適切な大会等の運営体制等に見直す。

イ 大会等の主催者は、全国大会の開催回数について、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数に精選する。

ウ 都道府県中体連及びその域内の中体連並びに学校の設置者は、前記Ⅱ 2 (2) ②の協議会等の場を活用し、中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担となら

ないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、中学校の生徒が参加する大会数の上限の目安等を定める。

エ 校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、都道府県中体連及びその域内の中体連並びに学校の設置者が定める前記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

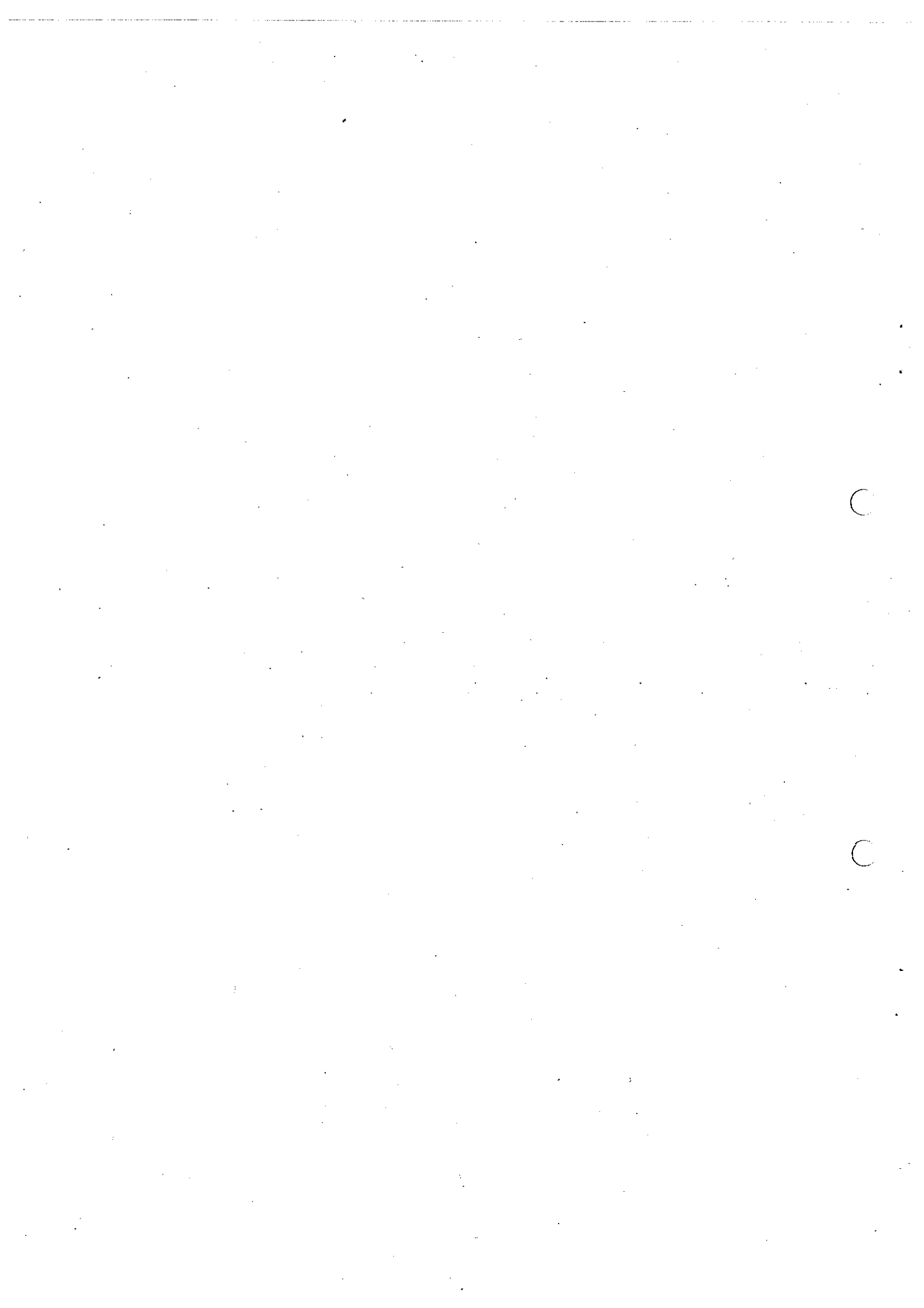
オ 大会等の主催者は、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会を開催する。その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をする。

カ JSPO や競技スポーツ団体、文化芸術団体は、例えば、大会等の開催と併せて生徒等向けの体験会を実施するなど、自分なりのペースでスポーツ・文化芸術に親しみたい生徒や、複数の運動種目等を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける。

キ 特別支援学校等の大会等については、特別支援学校等に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術への参画を促進する観点から、関係者が連携して、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、大会等の整備を進める。その際、学校における働き方改革の動向に十分留意する。

## 終わりに

- 学校部活動は、長年にわたり多くの生徒や保護者、教育関係者が深く関わってきたものであり、その在り方は国民的な関心事項となっている。
- 学校部活動を巡ってはこれまでも様々な課題が指摘されてきた中、現在、多くの地域において、少子化の進行により持続可能ではないという危機感が共有されつつある。
- スポーツ庁及び文化庁としては、このたび、将来にわたり子供たちにスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる一層豊かな機会を確保していく強い覚悟を持って、子供の視点に立ち、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の方向性と対応策を示したところである。
- 人の生涯の中でも中学生や高校生の年代は、心身を磨き伸ばす意義の大きい大切な時期であり、スポーツ活動と文化芸術活動は、これらに対し共に貢献できるものであることから、本ガイドラインでは両者を分け隔てることなく一体として取り扱ったところである。
- 本ガイドラインは、現時点で考えられる方向性の大枠を示したものであり、様々な事情を抱える学校現場や地域において、部活動改革を進めるための「選択肢」を示し、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために「複数の道筋」や「多様な方法」があることを前提としたものである。
- したがって、各都道府県や市区町村、学校、スポーツ・文化芸術団体等においては、本ガイドラインを踏まえつつ、地域の実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしたりして、生徒や保護者等の理解を得つつ、段階的な地域移行取組を進めることが望まれる。
- スポーツ庁及び文化庁においては、本ガイドラインについて、改革推進集中期間における取組の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行うこととする。





## 令和5年度からの愛知県中学校総合体育大会について

(令和4年12月時点情報)

### 1 大会趣旨

中学校教育の一環として、広く中学生にスポーツ実践の機会を与え、技能の向上と体力増進、併せて、スポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健康な中学生を育成するとともに、中学生の相互の親睦を図る。

### 2 地域スポーツ団体等の参加に対する基本的な考え方

地域スポーツ団体等の参加に門戸を開きつつも、中学校教育に不利益が生じないように、関係機関と調整しながら慎重に設計していきます。

### 3 学校部活動の大会参加について

下記の制度については、日本中学校体育連盟(以下、日中体連)及び愛知県中小学校体育連盟(以下、県中小体連)が変更に向けて検討を進めている内容です。決定事項ではありません。

(1) 学校の部活動に在籍し、**学校の部活動として参加する生徒にとって大きな変更点はありません。**

(2) 学校部活動として参加する方法に、新たな制度を用意します。(下線部は主な変更点)

いずれも、中学校教育に不利益を与えずに参加機会を広げることを目的とした制度です。勝利至上主義の目的は一切排除されます。

① 外部指導者(コーチ)引率・監督の資格(日中体連・県中小体連ともに改定予定)

個人競技及び団体競技において、外部指導者(コーチ)に引率・監督の資格を認めるよう、改定を進めています。

② 複数校合同チーム参加規定(日中体連変更検討中・県中小体連変更せず)

チーム編成ができないことを理由に認めている「複数校合同チーム」の条件緩和を検討しています。

③ 拠点校部活動(日中体連・県中小体連ともに新設に向け検討中)

「在籍校に希望する部活動がない」等の場合、参加を希望する生徒を他校で受け入れ、大会に出場することができるようにします。

※ 同じ市町村内の中学校間でチーム編成をする。事業主体の判断が要件となります。

※ 拠点校部活動として登録した場合、これを一つの部活動チームとして扱います。

【例】野球部のないA中学校の生徒が野球部のあるB中学校の部活動に参加を希望する場合

④ 地域移行部活動(新設 県中体連独自制度)

部活動の地域移行を目的として、複数校が計画的・継続的に合同で活動を実施し大会に参加する場合、学校部活動として支所大会からの参加を認めます。ただし、東海大会以上の大会には参加資格が与えられていません(出場できない)。そのため、東海大会以上に出場するためには、あらかじめ地域スポーツ団体等として「愛知県中学校体育大会に関わる参加資格特例」にある登録等を行っておく必要があります(県大会までは学校部活動として、東海大会以上は地域スポーツ団体等として参加することとなる)。また、複数校が合同で地域移行部活動として参加した場合、

関係学校は単独校としての大会参加はできません。

地域移行部活動の制度は令和7年度までの暫定的なものです。

#### 4 地域スポーツ団体等の大会参加

- (1) 「愛知県中学校体育大会に関わる参加資格特例」の条件を満たした地域スポーツ団体等の大会参加に向けて検討し、準備を進めながら門戸を開いていきます。

※ 部活動ガイドラインの遵守や国・県の競技団体に登録していること及び大会運営に協力することなどが求められます。また、地域スポーツ団体等から出場する選手は、学校部活動の選手として出場することはできません。

- (2) 令和5年度の大会は、県レベルの競技団体からの推薦により、県大会から地域スポーツ団体等の参加を可能とします。参加の調整については、県中小体連事務局及び競技部において今後進めていきます。

- (3) 上記3(2)④にある地域移行部活動は、令和5年度については学校部活動として支所大会からの参加資格を与えます。

なお、令和6年度以降において、地域移行部活動は、部活動の地域移行を目的とした地域スポーツ団体等として扱い、支所大会から参加することを想定しています。令和5年度以降の部活動の地域移行の状況をふまえ、地域スポーツ団体等としての参加の在り方について検討を重ねていきます。

#### 5 その他

- (1) 上記1～4について、各支所・支部及び各競技部の事情より、特例的な措置等を設ける場合があります。

- (2) 日中体連やスポーツ庁、愛知県の部活動の地域移行に関わる動向により、今後内容を変更していく場合があります。

- (3) 令和5年度の愛知県中学校総合体育大会実施要項は、令和5年2月に実施される愛知県中小学校体育連盟評議員会において正式決定し、関係機関に発出する予定です。新たな情報については、県中小体連 web ページに掲載いたします。

- (4) 参考として、以下のものを添付します。

・地域スポーツ団体等の参加について（チラシ）

保護者 様  
関係者各位

令和5年度 愛知県中学校総合体育大会

## 地域スポーツ団体等の参加について



愛知県中小学校体育連盟  
第1号：令和5年1月

### 令和5年度愛知県中学校総合体育大会について

(公財) 日本中学校体育連盟は、令和5年度から全国中学校体育大会に地域スポーツ団体等が参加できるようにするために「参加資格の特例」を追加することにしました。予選となる愛知県中学校総合体育大会においても、この変更を受け「参加資格の特例」の追加とともに参加方法の検討を進めているところです。

そこで、令和5年度大会への参加を希望される皆様に、現状をお伝えします。正式には2月に行う評議員会で決定します。

### 加盟及び大会参加に向けての条件（抜粋）

- 愛知県中小学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- 事務局等が愛知県内に所在し、主な活動拠点が愛知県内であること。
- 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは愛知県中学校総合体育大会を主催する県競技団体に登録されていること。
- 平成30年3月スポーツ庁が発出した『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』を遵守していること。「2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進、3 適切な休養日等の設置」
  - ・生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底。
  - ・週当たり2日以上以上の休養日（平日1日、休日1日以上）
  - ・1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、休業日は3時間程度。
- 代表者及び指導者等が他団体・学校との重複登録をしていないこと。
- 予選会となる全ての大会において、競技役員や審判等、運営上必要な事項に協力すること。
- 1団体の同一競技での参加は、1チームのみとすること。
- 万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- 選手は、地域スポーツ団体等に所属し、愛知県在住もしくは県内学校に在籍する中学生であること。

※情報はホームページに掲載していきます。

#### 【問合せ先】

愛知県中小学校体育連盟

〒460-0007 名古屋市中区新栄1丁目49-10

TEL・FAX：052-251-8114

Web サイト：<https://aitairen.jp/>

令和4年12月22日

都道府県中学校体育連盟会長様

事務局御中

(公財) 日本中学校体育連盟

会長 平井 邦明

## 令和5年度全国中学校体育大会

## 地域スポーツ団体等の参加の特例競技部細則

競技部	細 則
1 陸上競技(駅伝)	<p>特例の(3)として「全日本中学校陸上競技選手権大会参加の特例細則」及び(4)「全国中学校駅伝競走大会参加の特例細則」を追加する。</p> <p>(3) 全日本中学校陸上競技選手権大会参加の特例細則          在籍している学校の所属、または日本陸上競技連盟に登録をしている団体(地域クラブ等)の所属のいずれかで参加できる。いずれの場合も、在籍している学校が所在する都道府県より参加する。リレーは、登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合に限り、団体(地域クラブ等)の所属で参加することができる。複数の種目(リレーを含む)に出場する場合、種目によって異なる所属から出場することはできない。</p> <p>(4) 全国中学校駅伝競走大会参加の特例細則          在籍している学校の所属、または日本陸上競技連盟に登録をしている団体(地域クラブ等)の所属のいずれかで参加できる。いずれの場合も、在籍している学校が所在する都道府県より参加する。登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合に限り、団体(地域クラブ等)の所属で参加することができる。複数の所属から出場することはできない。</p>
2 水泳競技	<p>1. 地域スポーツ団体等からの参加要件</p> <p>(1) 地域スポーツ団体等が(公財)日本水泳連盟への団体登録が完了していること。また、同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること。          (都道府県中学校体育連盟への登録の方法および登録費は、それぞれの中体連の方針による)</p> <p>(2) 地域スポーツ団体等の登録所在地の都道府県から参加すること。できない場合は学校から参加すること。</p> <p>(3) 地域スポーツ団体等で全国中学校水泳競技大会につながる予選大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。</p> <p>(4) 全国中学校水泳競技大会につながる予選大会(郡市大会等も含む)の申込締切から本大会終了まで出場団体の変更はできない。</p>

	<p>(5) 全国中学校水泳競技大会の要項にしたがうこと。</p> <p>2. その他          在籍中学校もしくは地域スポーツ団体等のどちらから参加するかは、生徒(選手)および保護者の意向を尊重すること。</p>
3 バスケットボール	<p>※この細則は、必要に応じて毎年修正・改良を行う事とする。</p> <p>令和5年度地域移行スポーツ団体出場に関しては、以下の場合の出場を認める。なお、団体が大会参加を希望する場合には、都道府県中学校体育連盟及び、都道府県中学校体育連盟バスケットボール部が条件を満たしているか協議のうえに参加を認める。</p> <p>【出場を認めるスポーツ団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域移行スポーツ団体(※1)</li> <li>・地域移行の受け皿となっているスポーツ団体(※2)</li> </ul> <p>※1 令和3年度における運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集について：スポーツ庁(mext.go.jp)に掲載されている地区が該当する。ただし、地区は該当していてもバスケットボール部が対象になっていない地区は該当しない。これとは別に、各市区町村が主導で地域移行を進めている場合にも該当する。</p> <p>※2 単独校での活動が困難であるなどの理由で日常的に活動が持続されており、複数校の生徒が参加する形態で活動している団体を意味する。あくまで地域移行の受け皿が主目的の団体を対象としているため、複数校から一部の選手のみ選抜された形でのスポーツ団体を意味するものではない。また、このような団体(前述の地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域移行スポーツ団体を含む)は各市区町村予選から参加することになるため、市区町村の助成金等を使って大会運営を行うことから、該当市区町村以外の地区からの選手参加は認めない(私立中学校とは別の扱いとする)。</p>
4 サッカー	<p>①地域スポーツ団体等(運営団体・母体となるクラブ)としてU-15チームがクラブユース連盟へ加盟登録していないこと。(※クラブユース連盟に所属しているクラブ内からは、いずれのU-15チームおよびセカンドチームも出場できない)</p> <p>②学校団体ではない場合は、JFAへのチーム登録をしていること。</p> <p>③日本中体連が定める参加資格条件を満たすこと。</p>
5 ハンドボール	<p>1 都道府県中学校体育連盟に登録していること。(登録費については、各都道府県中学校体育連盟の判断による。)</p> <p>2 チーム・個人が日本ハンドボール協会に登録していること(各大会および予選大会(地区大会含む)への参加申し込み時にはチーム・選手共に登録が完了していること。二重登録は認めない。)</p> <p>3 参加地区は、日本ハンドボール協会への登録の際にチームの所在地を入力した場所とする。</p>

(例)：代表者が神奈川県横浜市で登録するとチーム登録は横浜地区となる。

- 4 チームは日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者のもとに適切に行われていること。また、指導者は(公財)日本ハンドボール協会の競技者及び役員倫理規定に基づく処分を受けていない者であることにする。
- 5 スポーツ庁・各都道府県の自治体のガイドラインを遵守していること。  
「2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進、3 適切な休養日の設定」を遵守。(平日の活動日数及び時間、土日の活動時間等はチーム所在地教育委員会のルールに準ずることなど)
- 6 地域スポーツ団体名での出場は1チームのみとする。  
(1団体から複数チームの参加は不可とする。)
- 7 合同チームについては、日本中学校体育連盟の規定に準ずる。(令和4年改訂予定)
- 8 日本協会が主催する全国クラブ大会および予選大会(地区大会含む)に参加した場合は中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会および予選大会(地区大会含む)への出場は認めない。
- 9 クラブチームで各都道府県中学校体育連盟が主催する大会に出場する場合、必ず代表者は、生徒の所属する学校長に参加することを連絡し、承諾をえること。(書面通知・書式の指定なし)
- 10 引率は責任がある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなど、万全の事故対策を立てておくこと。(クラブに所属する生徒は怪我等があってもスポーツ振興センターの災害共済給付は適用されない。)
- 11 都道府県における予選会(地区大会含む)となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- 12 大会に(中学校体育連盟主催)参加した場合に守るべき条件  
・各都道府県中学校体育連盟ハンドボール専門部の規則・運営方法に承諾した上での参加すること。  
・予選への参加のタイミング(地区・都道府県より)は各地区で異なるが、各都道府県中学校体育連盟のハンドボール専門部の規則・運営方法に準ずること。(大会参加打合せ等に必ず参加し状況に応じて大会運営にも協力すること)
- 13 移籍について  
・移籍に関しては、日本協会の規定に基づいて可能だが、全中及び全国クラブ大会およびそれぞれの予選大会(地区大会含む)にエントリーした時点で他方の大会への出場は認めない。  
(例) 予選に負けた時点でチーム移籍した場合、チームでの活

	<p>動は認めるが、移籍先のチームが勝ち上がっていても大会はエントリー不可であり出場は認めない。</p> <p>★ 上記の条件を満たさない、または参加条件に虚偽があった場合は参加を取り消す場合もある。</p> <p>★ この内規は、スポーツ庁、日本中体連、および日本ハンドボール協会より通達等があった際に、通達内容に合わせ加筆・修正・変更・見直しを行い、都度情宣する。</p> <p>★ チーム、選手の大会参加について疑義が生じた際は、日本中体連ハンドボール競技部において審議し、決定及び通達をする。</p>
<p>6 軟式野球</p>	<p>中体連主催の大会に参加を希望する地域スポーツ団体等は、以下の条件を満たしていること。また、各予選会の実施方法、参加方法については都道府県中体連の開催基準に従うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日本中体連が示した参加規定を遵守している。</li> <li>2 継続的に活動し、都道府県軟式野球連盟に加盟している。</li> <li>3 指導者は以下に示すいずれかの資格を保有している。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①日本スポーツ協会公認コーチ1（軟式野球）</li> <li>②日本スポーツ協会公認コーチ3（軟式野球）</li> <li>③BFJ公認野球指導者基礎I（U-15）</li> </ol> <p>※監督の保有を必須とするが、保有していない場合には、代表者、コーチのうち最低1名の保有を必須とする。</p> </li> <li>4 大会運営、審判員派遣の依頼に対応できる人員を確保している。</li> </ol> <p>※審判員については、「一般財団法人全日本野球協会・アマチュア野球規則委員会公認3級審判員」以上の保有を必須とする。</p>
<p>7 体操競技</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大会参加について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和5年度から団体・個人ともに参加を認める。ただし、団体での参加の場合は団体選手の全員が同一学校に在籍していることを条件とする。</li> <li>(2) 予選大会への参加は、地域スポーツ団体等の都道府県中体連登録住所、および都道府県体操協会加盟住所からの参加を認める。</li> <li>(3) 都道府県大会までの予選大会の方法については、参加団体と個人の人数の都合など都道府県の実態に応じて行う。例えば次の方法が考えられる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①方法1：市区町村予選大会から学校登録生徒と一緒に参加する</li> <li>②方法2：県大会に学校と地域スポーツ団体等の出場枠を設け、別々に予選を実施して県大会を行う。</li> </ol> </li> <li>(4) ブロック大会、全国大会への団体出場枠について、大会の趣旨を考慮し以下の制限を設ける。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①都道府県にブロック大会団体出場枠が複数与えられている場合、少なくとも1枠は学校登録団体とする。学校登録団体がない場合には地域スポーツ団体等登録団体から補充する。1枠の都道府県については優勝団体とする。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>

②ブロックに全国大会団体出場枠が複数与えられている場合、少なくとも1枠は学校登録団体とする。学校登録団体がいない場合には地域スポーツ団体等登録団体から補充する。1枠のブロックについては優勝団体とする。

(5) 地域スポーツ団体等が団体として大会参加をする場合、クラブに所属していない同一校の他の生徒が学校団体として団体を組み大会に参加することはできる。ただし、同一校生徒により構成された2つの団体のうち上位団体のみがブロック大会に進むことができる。

## 2 都道府県中体連登録について

(1) 都道府県体操協会に加盟していることを条件とし、都道府県中体連への登録を行う。登録については都道府県中体連の登録要項に従う。

(2) 登録は、地域スポーツ団体等の所在地で行う。加盟する体操協会と同一都道府県とする。

## 3 その他

(1) 生徒の心身の健康を最優先に考慮し、中体連大会とジュニアクラブ大会が過密になる場合には出場する大会を丁寧に選び、生徒の負担が過剰にならないようにする。

(2) 都道府県の予選会となる全ての大会において、大会準備・大会運営・審判業務に役員として協力しなければならない。要請がある場合は会議等にも参加する。また、中体連体操専門部に準じる役職に就くこともあり得る。

(3) 全ての大会において中体連体操専門部の規則、運営方針を尊重し、指示に従うこと。

(4) 予選大会を含む全ての大会において、参加条件・申請内容に虚偽が判明した場合には参加を認めない。

(5) 都道府県中体連登録以降に転校や地域スポーツ団体等を移籍する場合、予選大会で上位大会への参加権を獲得していない生徒は、転校先や移籍先からの大会参加は認めない。また、権利を得ている生徒については個人としての参加を認める。ただし、当該生徒の予選大会での得点が個人での予選通過得点を下回る場合には、参加は認められない。

(6) 転校や地域スポーツ団体等移籍後の大会参加について、全国大会終了後に関しては都道府県中体連体操専門部の判断に委ねる。

(7) 一緒に活動する団体を複数の地域スポーツ団体として都道府県中体連に登録することはできない。

(8) 複数の地域スポーツ団体等が一つの団体として都道府県中体連に登録することはできない。

(9) 地域スポーツ団体等として中体連主催の大会に参加する場合には、当該生徒の所属校長に報告をすること。都道府県中体連から指示がない場合には、書面で通知する（書式任意）。

(10) 体操競技部細則については、必要に応じて見直しを行っていくこととする。



<p>8 新体操</p>	<p>地域スポーツ団体等より全国中学校体育大会を含む予選大会に出場する場合は、以下の条件を満たしていること。また、各予選会の実施方法、参加方法については都道府県中体連の開催基準に従うことを条件とする。</p> <p>(1) 日本中学校体育連盟が示した参加規程を遵守している。</p> <p>(2) 継続的に活動し、日本体協協会の所属団体及び指導者の登録をしている。</p> <p>(3) 予選大会は地域スポーツ団体等の都道府県中体連および都道府県体操協会の登録住所からの参加を認める。</p> <p>※ 所属団体の所在地と登録する都道府県は同じであることとする。</p> <p>(4) 予選大会は選手の所属学校または選手の所属する地域スポーツ団体等の都道府県から出場できる。重複して異なる地域からの出場は認めない。地域スポーツ団体等の場合は、加盟した都道府県より出場できる。</p> <p>(5) 予選大会のエントリーは監督及び選手は一人につき一所属とする。</p> <p>※1 選手は所属クラブと在籍学校の重複エントリーはできない。同所属からのエントリーのみ個人、団体の両方に出場することができる。</p> <p>※2 予選大会の監督は上記(2)の登録を済ませている者で、他の所属の監督としては予選大会に参加できない。</p> <p>(6) 令和5年度の団体選手は全員が同一学校に在籍していることを条件とする。</p> <p>(7) 団体の出場については、各所属から1チームのみとする。同一中学校からの部活動とクラブチームの2チーム出場は、同じ学校から2チームとみなすことができるため出場は不可とする。</p> <p>(8) 地域スポーツ団体等の出場を認めた全ての大会において、競技役員や審判員などの運営上必要な人員を派遣しなければならない。</p> <p>(9) 予選大会において、参加条件、申請内容等に虚偽があった判明した場合には参加を認めない。</p>
<p>9 バレーボール</p>	<p>[1] 全国大会と全国大会につながる予選に参加できるチーム</p> <p>④各都道府県中学校体育連盟に登録された、公私立中学校バレーボール部。</p> <p>⑤各都道府県中学校体育連盟に登録され、各都道府県の教育委員会あるいは市区町村の教育委員会で取り決めたルールに従って編成された公私立中学校バレーボール合同チーム。</p> <p>⑥地域スポーツ団体(クラブチーム)</p> <p>※中学校の部活動チームが大会に参加する場合、その中学校の生徒のみで編成された地域スポーツ団体の参加は認めない。</p> <p>[2] 地域スポーツ団体等(クラブチーム)</p> <p>①～⑨の全ての条件を満たすこと</p>

① (公財) 日本中学校体育連盟からの発信『令和5年度からの全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加条件について「全国中学校体育大会開催基準 9引率監督 参加資格の特例」』に記載されている内容を網羅していること。

② JVA-MRS のチーム登録が完了していること。

③ 所在地が明確であること。

④ 募集要項やホームページ等で公募していること。

⑤ 年間を通じて、日常持続的(週単位)に練習している場所と所在地が一致していること。資格を有する者が指導に当たっていること。

※但し、～2025年令和7年3月31日までの期間は資格取得期間とする。

⑥ JSPO 公認の指導者成人の指導者が常時指導に当たっていること。

⑦ チームや団体として規約があること。

⑧ JVA-MRS の個人登録が完了していること。

⑨ 各種大会に大会役員として派遣できる指導者がいること。

[3] 地域スポーツ団体(クラブチーム)の大会参加にむけての中学校体育連盟登録について

① 登録…各自治体によって中学校体育連盟の登録窓口が異なるので確認のこと。

○各都道府県中学校体育連盟

または

○各都道府県中学校体連バレーボール専門部(地区によっては専門部ではなく競技部という名称)

② 認定方法…下記の2点を基本とし審査する。

○JVA-MRS でのチーム登録

○各都道府県からの様式による「登録申込書」の提出

③ 申込期間…各都道府県中学校体育連盟もしくは中学校体育連盟バレーボール専門部が設定した期間とする。

※更新期間は各都道府県の実情により異なり、毎年更新するので確認すること。

[4] 大会出場について

① 全ての選手・スタッフは、各都道府県大会予選より全国大会まで、一人同一のチームの登録とし、複数のチームから出場することはできない。

※これに違反した場合は、「当該選手・スタッフは次年度の大会参加は不可」・「本大会の結果を全て無効する」等の罰則が発生する。

② 各チームから大会に参加できるチームは1チームとする。

○○A・○○Bは認めない。

[5] 大会運営について

参加する地域スポーツ団体から、必ず大会の運営役員を選出すること。今後、各都道府県中学校体育連盟バレーボール専門部内での役職(総務・競技・審判・強化・普及委員会等)に地

	<p>域スポーツ団体の指導者にも就いていただき、専門部の運営をしていくことになる。</p> <p>(6) 選手の移籍について</p> <p>① 公私立中学校については、転校により移籍とする。</p> <p>② 地域スポーツ団体については、各都道府県が設定した期間の登録申請後の移籍は認めない。但し、一家移転など、やむを得ない場合は、地域スポーツ団体については認定者の認定があればこの限りではない。</p> <p>(7) その他</p> <p>※ 都道府県バレーボール専門部ごとに、大会参加に関する細則を加えることができる。</p>
10 ソフトテニス	細則は設けない。
11 卓球	<p>1. 地域スポーツ団体などの参加規定</p> <p>(1) 地域スポーツ団体等の構成員は代表者、事務担当者、指導者、所属中学生とする。所属中学生以外は20歳以上の成人とする。</p> <p>(2) 大会への参加を希望する地域スポーツ団体等は都道府県中体連が定めた団体登録手続きを定められた期間内に行うこと。</p> <p>(3) 地域スポーツ団体等の指導者は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者(卓球)を取得していること(令和6年度末までに取得し、資格取得者が必ず1名は在籍していること)</p> <p>(4) 大会への参加を希望する地域スポーツ団体等の構成員は日本卓球協会、各都道府県卓球連盟、各都道府県中体連の登録及び年会費の支払いを行うこと。</p> <p>(5) 指導者を除く地域スポーツ団体等の構成員は、他の地域スポーツ団体等に重複して登録できない。</p> <p>(6) 参加できる地域スポーツ団体等は学校部活動が地域移行されたスポーツクラブとする(令和5年度の措置)地域移行されたスポーツクラブかどうかの判断は都道府県中体連に任せる。</p> <p>2. ブロック大会、都道府県大会、地区予選会の参加申し込みの要件</p> <p>(1) 各都道府県体育連盟の判断に任せる。</p> <p>3. 全国中学校卓球大会参加申し込みの要件</p> <p>(1) 監督・指導者(コーチ)・選手(中学生)は当該地域スポーツ団体等の構成員とする。</p> <p>(2) 当該地域スポーツ団体等の構成員が全国大会に出場する際、重複して他の地域スポーツ団体等や中学校の監督・指導者(コーチ)・選手(中学生)になることはできない。</p>
12 バドミントン	<p>③ 日本中学校体育連盟バドミントン競技部『地域スポーツ団体等の参加規定』</p> <p>ア 参加を認める種目</p> <p>(ア) 男・女団体戦、男・女個人戦(シングルス・ダブルス)とする。</p> <p>(イ) シングルス・ダブルスを兼ねて出場することはできない。</p> <p>イ 地域スポーツ団体等の要件</p> <p>(ア) 地域スポーツ団体等の構成員は、代表者・事務担当者(日</p>

本バドミントン協会・都道府県協会登録の際の管理者)・指導者・所属中学生とする。所属中学生以外は、成人(20歳以上)とする。

(イ) 大会への参加を希望する地域スポーツ団体等は、都道府県中体連が定めた団体登録手続きを定められた期間内に行うこと。

(ウ) 諸事情により団体登録の取り消しや内容の変更が生じた場合は、速やかに都道府県中体連に届けを提出すること。

#### ウ 地域スポーツ団体等の構成員

(ア) 所属中学生

1) 当該年度の夏季全国大会出場につながる大会(地区大会、都道府県大会、ブロック大会等)に出場できるのは、一人1競技1回のみである。

2) 登録している地域スポーツ団体等から出場するか所属校から出場するかを選択する。

3) 所属校のある都道府県と異なる都道府県にある地域スポーツ団体等から出場することは可能である。

4) 夏季全国大会出場につながる最初の大会への上場後の移籍変更はできない。

(イ) 指導者を除く地域スポーツ団体等の構成員は、他の地域スポーツ団体等に重複して登録はできない。

1) 一大会(地区予選会と都道府県大会はそれぞれ一大会とする)において重複して他の地域スポーツ団体等や中学校の監督・マネージャー(生徒)・外部指導者(コーチ)、個人戦入場許可申請者(成人)として登録することはできない。

2) 指導者は複数の地域スポーツ団体等に登録が可能のため、一大会(地区予選会と都道府県大会はそれぞれ一大会とする)ごとに、登録済みの他の地域スポーツ団体等や学校の監督・外部指導者(コーチ)、個人戦入場許可申請者(成人)としての登録は可能である。

(ウ) 中学校の教職員が、地域スポーツ団体等の構成員(代表者・管理者・指導者)になることは可能である。

#### エ 協会登録について

(ア) 大会への参加を希望する地域スポーツ団体等の構成員は、日本バドミントン協会・都道府県協会会員登録及び年会費支払いを行うこと。

(イ) 協会登録の際の注意点

1) 「団体登録申請書」において、

・代表者：協会登録の際に協会登録システム上の『代表者』として位置づける

・事務担当者：協会登録の際に協会登録システム上の『管理者』として位置づける

2) 協会登録する際に、当該地域スポーツ団体等に登録できるのは中学生のみのため、当該地域スポーツ団体等の代表者・事務担当者は、重複して他の地域スポーツ団体等にお

	<p>いて代表者・事務担当者登録や中学生登録はできない。</p> <p>3) 指導者は、複数の地域スポーツ団体等において「団体登録申請書」上の登録をすることは可能である。</p> <p>オ 『指導資格を有する指導者』の資格要件について</p> <p>(ア) 地域スポーツ団体等の指導者は、日本バドミントン協会公認審判員資格(3級以上)を取得していること。(取得が困難な場合は、都道府県の審判講習会に参加すること)</p> <p>(イ) 令和7年度末までに日本スポーツ協会公認スポーツ指導者(バドミントン)資格所持者が最低1名は所属していること。(令和8年度からは、必ず資格所持者が最低1名は所属していること)</p> <p>カ ブロック大会・都道府県大会・地区予選会の参加申込の際の要件</p> <p>(ア) 各主催中学校体育連盟の判断に委ねる。</p> <p>キ 全国大会参加申込の際の要件</p> <p>(ア) 監督・マネージャー(生徒)・外部指導者(コーチ)、個人戦出場許可申請者(成人)は、当該地域スポーツ団体等の構成員(代表者・事務担当者・指導者・所属中学生)とする。</p> <p>(イ) 当該地域スポーツ団体等の構成員(代表者・事務担当者・指導者)が、全国大会に出場する際、重複して他の地域スポーツ団体等や中学校の監督・マネージャー(生徒)・外部指導者(コーチ)、個人戦出場許可申請者(成人)になることはできない。</p>
<p>13 ソフトボール</p>	<p>都道府県大会のレベルからとする。中体連登録及び日本ソフトボール協会のチーム登録をしていること。</p> <p>1 全国大会の出場枠数・全国大会への出場に関しては、当面の間、従前の各ブロック出場枠内からの出場とする。今後、日本中体連の「全国大会のあり方の指針」や「参加動向」を踏まえながら検討する。</p> <p>2 地域スポーツ団体等の出場・地域スポーツ団体等の出場は、都道府県大会からの出場とする。ただし、各都道府県の実情に応じて、下部大会からの参加を検討することは差し支えない。</p> <p>・都道府県大会における、地域スポーツ団体等の出場枠数や出場チーム決定方法については、各都道府県の実態に応じて、各都道府県中体連ソフトボール専門委員会で協議し、各都道府県中体連専門委員長が決定する。</p> <p>3 地域スポーツ団体等の扱いについて</p> <p>・「学校部活動から移行した地域部活動」や「休日と平日の扱いが異なるチーム」等については、当面の間、その実施母体や活動状況を各都道府県中体連専門委員長が判断し、学校部活動として扱うこともできるものとする。その場合は、構成が中体連の学校部活動の合同規程を満たしており、学校の教員・部活動指導員等の指導の元での活動であることを条件とする。</p> <p>・今後、都道府県以下の各支部予選からの出場を認めるためにそ支部での年度頭書から1年以上の登録、活動実績があるものと</p>

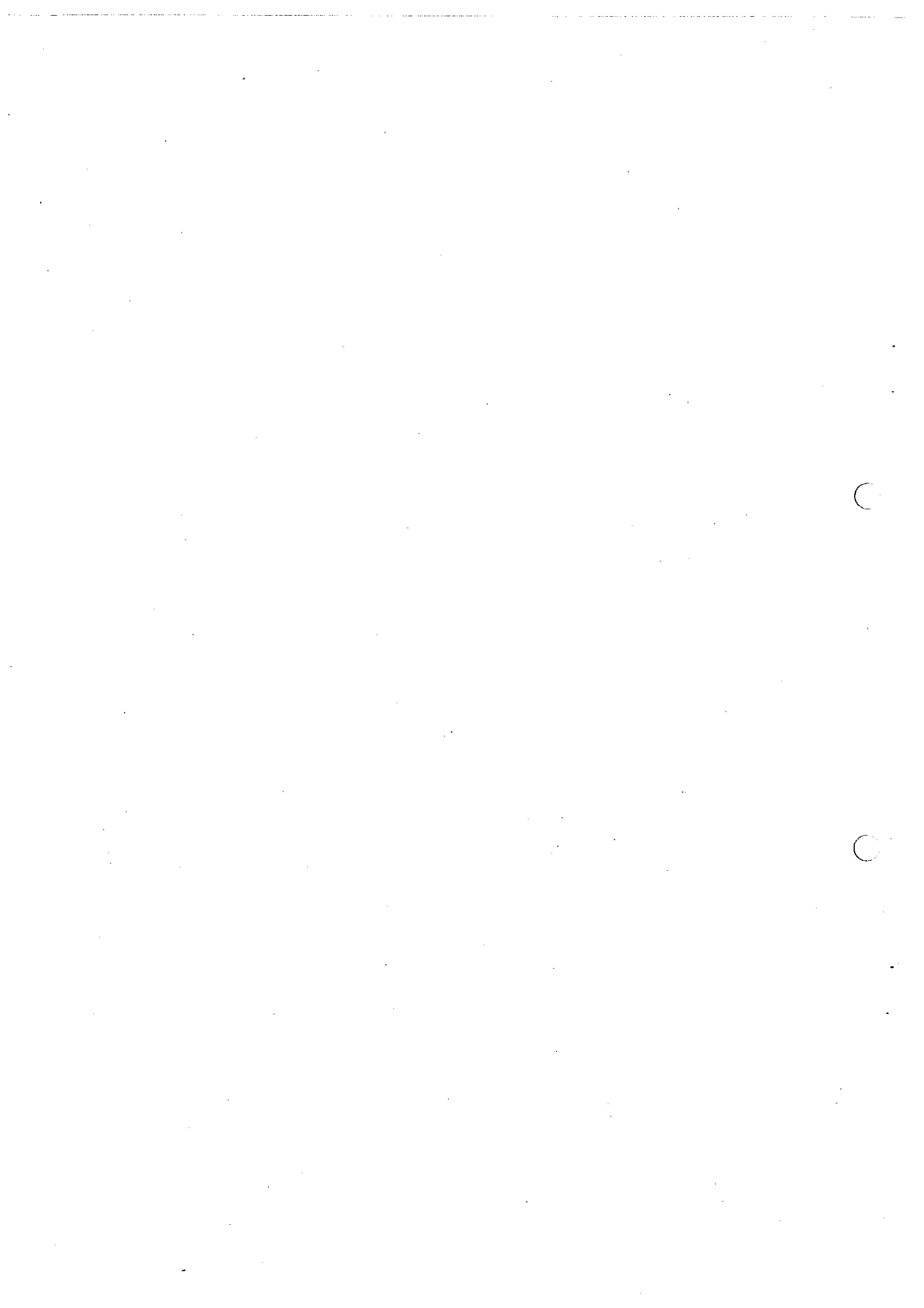
	<p>する。</p> <p>4 チーム登録について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予選段階で敗退した選手が、別のチームに中途加入して再出場するのを防ぐため、個人名でのチーム登録を進める。</li> <li>・ 同一大会で複数のチームの監督・コーチ・引率者等を務めることはできない。</li> <li>・ 令和5年度は、経過措置としてブロック大会の出場チームの日ソ登録は必須とする。(以下、各支部予選までの登録については、各都道府県で要請していくものとする。)</li> <li>・ 中体連としての、個人名登録についてのあり方についても検討する。</li> </ul>
14 柔道	<p>1 公益財団法人日本中学校体育連盟（以下、中体連）が定めた「全国中学校体育大会開催基準 9引率監督 参加資格の特例」に記載されている通りの手続きを行い、遵守する。</p> <p>2 全国中学校柔道大会（以下、全中大会）や各ブロック及び各都道府県中学校体育連盟柔道 競技（専門）部（以下地区中体連）主催大会における地域スポーツ団体等の参加資格特例 条件を次の通りとする。</p> <p>(1) 公益財団法人全日本柔道連盟（以下、全柔連）が定めた令和4年度期間内において、各 都道府県柔道連盟（協会）を通して全柔連に加盟、登録を済ませている。加盟、登録上、届け出をしている所在地の都道府県で参加することができる。</p> <p>① チームとして「団体登録」を済ませている → 団体戦に出場可</p> <p>② 競技者として「競技者登録」を済ませている → 個人戦に出場可</p> <p>③ 同一年度中は、最初に参加した所属チームからの変更は認めない。</p> <p>※ 中学校部活動の場合、転校等による所属の変更について、一部、参加制限がある。</p> <p>(2) 大会の引率、監督、帯同コーチは、全中大会において全柔連公認指導者資格A指導員またはB指導員の資格を有していなければならない。地区中体連主催大会においてはC指導員以上の資格を有していなければならない。</p> <p>(3) 柔道修業期間を6カ月以上経過した中学生のみ、大会に参加することができる。</p> <p>3 大会の引率、監督権を有している地域 スポーツ団体等の指導者は、大会参加にあたり、各 地区中体連が主催する説明会や研修会等に、必ず出席しなければならない。</p> <p>4 大会参加にあたり、上記参加資格特例条件に対して虚偽、違反、逸脱行為が発覚した場合は、同一年度の地域スポーツ団体等の大会参加資格を取り消し、チーム及び該当所属選手 ともに令和5年度内の参加を認めない。</p>
15 剣道	1 地域スポーツ団体等の参加について以下の細則を設ける。

	<p>(1) (公財) 日本中学校体育連盟「参加資格の特例」を遵守していること。</p> <p>(2) 都道府県中体連に登録し、参加を認められていること。</p> <p>① 団体戦については、地域移行モデル地区や、自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域移行スポーツ団体、地域移行の受け皿となっているスポーツ団体等とする。</p> <p>② 個人戦については、所属するスポーツ団体からの参加とする。</p> <p>③ 参加の許可については、都道府県中体連及び都道府県中体連剣道専門部が確認(団体戦については、自治体、教育委員会等から地域移行と認定された団体であること)を行い判断する。</p> <p>(3) 所属する地域スポーツ団体等が登録する所在地の地区中体連の予選会から参加する。</p> <p>(4) 監督は、地域スポーツ団体等の指導者とする。</p> <p>(5) 年度当初に所属中学校もしくは地域スポーツ団体等のどちらから参加するかを申告する。期間は1年とし、毎年更新する。年度途中で変更することは認めない。</p> <p>(6) 3年間同一団体から出場することが望ましい。</p> <p>(7) 団体戦・個人戦ともに同一団体からの出場とする。(例えば、団体戦は学校から、個人戦は地域スポーツ団体等からという参加は認めない。)</p> <p>(8) 団体戦・個人戦ともに1人1回のみの参加とする。</p> <p>(9) 地域スポーツ団体等からの出場は、団体戦については1団体1チームのみとし、同一団体から複数チームの参加はできない。個人戦の1団体の出場枠は各大会の規定による。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 上記細則は、令和5年度の規程とし、以降修正を加えることができる。</p>
16 相撲	<p>1 【参加条件】</p> <p>地域スポーツ団体等からの参加について以下の条件の下地域スポーツ団体等からの参加を認める。</p> <p>① 地域スポーツ団体等においては日本中体連発出の「全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加資格の特例(改定案)」【令4日中体初第309号 令和4年11月14日】を厳守する</p> <p>② 参加資格特例◎(2)①オ【当該協議を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること(登録費については、都道府県中体連の方針による)を厳守する。</p> <p>③ 地域スポーツ団体等から出場する場合は地域スポーツ団体等が設置されている都道府県からの参加とする。(できない場合は学校からの参加となる 【注意事項※1・※2参照】)</p> <p>④ 地域スポーツ団体等から団体に出場した場合は個人も地域スポーツ団体等の地区(都道府県)から参加とする。(逆も同様)</p>

	<p>⑤ 地域スポーツ団体等からの参加については引率及び監督を以下のようにする。</p> <p>(1) 地域スポーツ団体等から参加する場合は地域スポーツ団体等の責任者の印をもって学校長の公印に替える。</p> <p>(2) 監督は地域スポーツ団体等の責任者が命じた指導者として責任者の押印をする。</p> <p>(3) 引率の際は指導者(監督)、保護者が責任をもって引率をする。</p> <p>⑥ 運営側は中学校部活動からのエントリーか地域スポーツ団体等からのエントリーか、移籍や二重登録の有無を確認し不正があれば再提出を求める。</p> <p>2【注意事項】</p> <p>※1 在籍する中学校のある都道府県内でしか大会出場を認めていない都道府県中体連等の規則がある場合には地域スポーツ団体等からであっても他県の大会に出場できない。</p> <p>※2 他県の地域スポーツ団体等に通っている場合で、在籍する中学校のある都道府県中体連が他県の大会への出場を認めている場合や、受け入れる都道府県中体連が他県からの参加を認めている場合は、地域スポーツ団体等から他県の予選に出場できる(団体・個人とも)。ただし、地域スポーツ団体等のチームでA県から出場し、個人で地元B県から出場することはできない。私立中学校からのエントリーと同様に扱う。また逆もできない。また、地域スポーツ団体等から出場する場合、地域スポーツ団体等からも中体連登録と相撲連盟登録を行う。</p> <p>※3 ※2の通り、他県の地域スポーツ団体等から他県の大会に出場できる場合、</p> <p>(ア) 所属する地域スポーツ団体等がその県の中体連にクラブの登録を行っていること。</p> <p>【参加条件②】</p> <p>(イ) 地域スポーツ団体等から出場する選手を明確にしておくこと。(以下※5に補足)(ア)(イ)をもって、他県の選手も含め中体連登録が済んでいるとみなす。</p> <p>※4 地域スポーツ団体等から出場する場合は(公財)日本相撲連盟に会員登録をし、エントリーの際に登録番号と在籍校名を記入する。</p> <p>※5 地域スポーツ団体等からエントリーの場合も所属学校名は併記する。</p>
17 スキー	細則は設けない。
18 スケート	細則は設けない。
19 アイスホッケー	<p>1 全国中学校大会に参加する地域スポーツ団体等は、(公財)日本アイスホッケー連盟に登録しているチームとする。</p> <p>2 全国中学校大会に参加する地域スポーツ団体等は、(公財)日本アイスホッケー連盟に登録しているチーム所在地の都道府県中</p>



	<p>体連へ登録もしくは参加申請し、認定を受けるものとする。</p> <p>4 全国中学校大会に参加する地域スポーツ団体等の監督および引率責任者は、指導者資格を有する者とする。</p> <p>5 地域スポーツ団体等に所属し全国中学校大会に参加する者は、その年度の〇月〇日までに、当該の地域スポーツ団体等に所属する選手として、(公財)日本アイスホッケー連盟に登録をする。期日を過ぎて登録をした者の参加は認めない。</p> <p>6 全国中学校大会に参加する地域スポーツ団体等は、各都道府県1チームまでとする。</p> <p>7 全国中学校大会に参加する地域スポーツ団体等は、(公財)日本中体連アイスホッケー競技部および大会実行委員会の意向を尊重し、その指示に従うものとする。</p> <p>※1 この細則は、令和5年4月1日より適用する。</p> <p>※2 この細則は、「全国中学校体育大会開催基準」の変更に伴い、加筆修正できる。</p> <p>※3 この細則は、アイスホッケー競技部で、今後も検討を続けていく。</p>
--	--



# 地域スポーツクラブ活動体制整備事業等

令和5年度要求・要望額  
10,193,182千円  
(前年度予算額  
1,517,423千円)

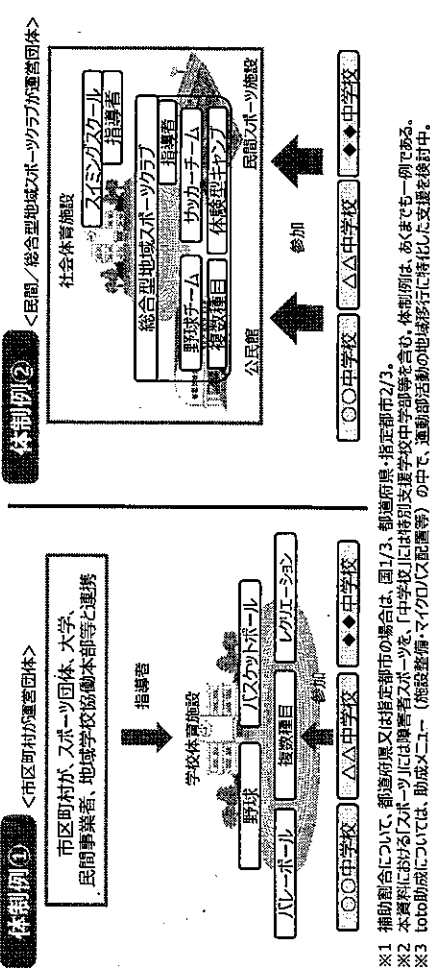
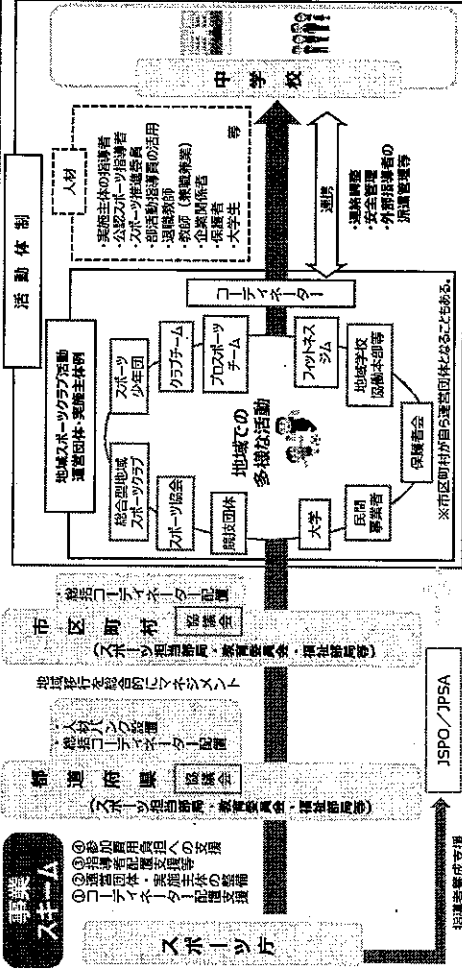


## 方向性・目指す姿

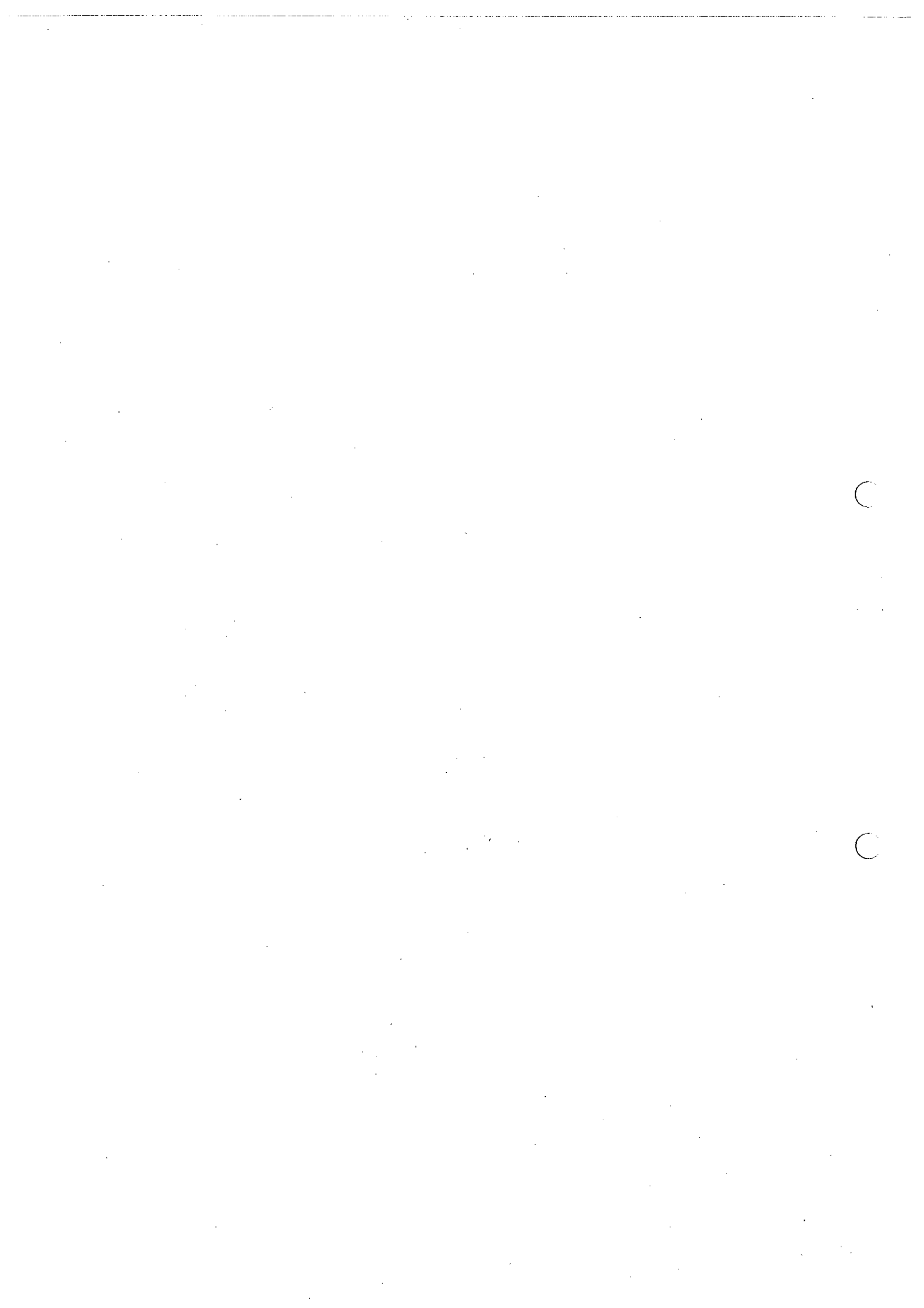
- 令和5年度以降の休日の運動部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ環境の一体的な整備に向け、スポーツ団体等の整備充実、指導者確保、参加費用負担への支援等を総合的に推進。
- 地域の実情に応じスポーツ活動の最適化を図り、体験格差を解消。

## 事業内容

- I. 運動部活動の地域移行に向けた支援 7,669百万円**
  - ① **コーディネーター配置支援等体制整備** (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1
    - ・都道府県・市区町村において、関係者との連絡調整・指導助言等を行う総括コーディネーターの配置や協議会の設置等の体制を構築する。
    - ・地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体と中学校との連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等を行うコーディネーターを配置する。
  - ② **運営団体・実施主体の整備充実** (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1
    - ・地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実のため、持続可能な運営に向けた体制整備や質の確保に係る取組等を支援する。
  - ③ **指導者配置支援等体制整備等**
    - ・実技指導等を行う指導者を配置 (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1/2
    - ・広域的な人材バンクを設置 (補助割合：国1/3、都道府県2/3) する。
    - ・指導者養成のための講習会等の開催や、資格制度の改革等を行う。
    - (日本スポーツ協会補助・日本バスケット協会補助(再掲))
  - ④ **参加費用負担への支援** (補助割合：国1/2、市区町村(指定都市含む) 1/2)
    - ・経済的に困難する世帯の子供が地域スポーツクラブ活動に参加できなくなるまいよう、地域移行に伴い新たに必要となる会費等について支援を行う。
- II. アドバイザー事務局の設置・派遣等 142百万円**
  - ・アドバイザー事務局を設置し、全国の自治体等からの相談業務やアドバイザー派遣等を行う。
- III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 366百万円**
  - ・地域スポーツクラブ活動のモデル創出(全運動部活動を地域スポーツクラブ活動とする取組、複数種目・体験型キャンプの取組等)に係る実践研究、拠点校における合理的で効率的な活動の推進、子供にとって望ましい大会の推進等に取り組む。
- IV. 中学校における部活動指導員の配置支援 2,016百万円**
  - ・各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1
  - ➡ 部活動指導員の配置を充実【18,000人】



※1 補助割合については、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。  
 ※2 本資料におけるスポーツには障害者スポーツを、「中学校には特別支援学校(中学校部活動)の中で、運動部活動の地域移行に特化した支援を検討中。」  
 ※3 toto助成については、助成メニュー(施設整備・マイクロ配属等)の中で、



東浦町 部活動地域移行化検討資料

東浦町スポーツ少年団本部長 坂部

仮称：町営クラブ

資料7

年 月 日	令和4年度(22年度)			令和5年度(23年度)			令和6年度(24年度)									
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
スケジュール(案)	<p>事前開催期間</p> <p>事前アンケート(既経・生徒・保護) (A)</p> <p>事前アンケート(町内活動クラブ)</p> <p>活動クラブの選定</p> <p>活動クラブ 委員受け入れ準備</p> <p>活動クラブ 委員受け入れ準備</p> <p>活動クラブ 委員募集準備</p> <p>活動クラブ 委員募集</p> <p>活動クラブ 委員募集</p> <p>地域移行(土日)開始</p> <p>地域移行開始後 ヒアリング ※会費、父兄、 活動クラブ</p> <p>地域移行開始</p>															
協議内容	<p>第1回地域移行推進協議会(11/29)</p>															
課題・実施事項・懸念点	<p>事前開催期間</p>															
事務局 教育課 課長(坂部) 教員	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前調査(会費、父兄)</li> <li>活動可能クラブの把握(概要)の集約</li> <li>活動可能クラブの事前調査</li> </ul>															
地域移行の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>町営クラブへの検討、決定</li> <li>活動クラブとの調整</li> <li>活動クラブの情報提供(一員、父兄)</li> <li>活動会場の定期研修の準備</li> <li>各活動クラブの目標の明確化</li> </ul>															
地域移行の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>町営クラブへの教員の関わり</li> <li>活動日の検討、決定(土・日・土日)</li> <li>参加会員の情報提供(一活動クラブ)</li> <li>活動会場の把握</li> <li>活動費用の確保</li> <li>活動費用の残りの明確化</li> </ul>															
地域移行のフォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動クラブの情報入手・参加検討</li> <li>費用負担の把握</li> <li>活動内容(目標等)の把握</li> </ul>															
活動クラブ (指導者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>町営クラブの活動概要の把握</li> <li>町営クラブの活動可否検討</li> <li>町営クラブの活動可否検討</li> </ul>															
地域移行のフォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動内容、指導方針の立案、検討</li> <li>技能向上、楽しむチームとのすみ分け、差別</li> <li>指導者の必要費用(保険、食料代、会費等)</li> <li>町営クラブの必要費用(保険、食料代、会費等)</li> <li>全員が当日に集まらない場合時の確保</li> <li>会費への連絡方法(連絡日、中止の連絡)</li> <li>父兄とのコミュニケーション</li> <li>事務局は完全ボランティアとして考えているか? (完全ボランティアありえず、指導者の持ち出しの発生)</li> </ul>															





種目	東浦中学校			北部中学校			西部中学校				
	月	大会名	主催者	月	大会名	主催者	月	大会名	主催者		
女子ハンド	4月	東浦市ジュニアスポーツフェスティバル	東浦市の教育委員会								
	7月	近畿地方中学校体育大会 (ハンドボール)	近畿地方中学校体育連盟近畿支部	○							
	9月	東浦市スポーツ大会	東浦市教育委員会	○							
	11月	東浦市選手権大会 (ハンドボール)	東浦市ハンドボール協会								
水泳	5月	東浦市近郊水泳選手権大会									
	7月	近畿地方中学校体育大会水泳競技	近畿地方中学校体育連盟近畿支部	○							
	8月	宇都宮水泳選手権大会	宇都宮水泳協会								
	9月	東浦市スポーツ大会	東浦市スポーツ協会								
剣道	4月	東浦市ジュニアスポーツフェスティバル 剣道競技	(一社) スポーツクラブ東浦	4月	東浦市ジュニアスポーツフェスティバル	東浦市の教育委員会					
	6月	東浦市スポーツ選手権大会	東浦市スポーツ協会	5月	近畿地方中学校体育大会	近畿地方中学校体育連盟近畿支部					
	7月	東浦市近郊水泳選手権大会 (剣道)	東浦市近郊水泳選手権大会	6月	東浦市スポーツ大会	東浦市スポーツ協会					
	9月	近畿地方中学校体育大会 (剣道)	近畿地方中学校体育連盟近畿支部	8月	東浦市スポーツ選手権大会	東浦市スポーツ協会					
柔道	4月	東浦市ジュニアスポーツフェスティバル 柔道競技	(一社) スポーツクラブ東浦	4月	東浦市ジュニアスポーツフェスティバル	東浦市の教育委員会					
	5月	近畿地方中学校体育大会	近畿地方中学校体育連盟近畿支部	5月	近畿地方中学校体育大会	近畿地方中学校体育連盟近畿支部					
	7月	東浦市スポーツ選手権大会 (柔道)	東浦市スポーツ協会	7月	東浦市スポーツ選手権大会	東浦市スポーツ協会					
	9月	近畿地方中学校体育大会 (柔道)	近畿地方中学校体育連盟近畿支部	9月	近畿地方中学校体育大会 (柔道)	近畿地方中学校体育連盟近畿支部					
合唱	8月	NHK全国学校音楽コンクール(合唱)	NHK	○							
	9月	CBCこども音楽コンクール(合唱)	CBC(中津日本放送)	○							
	9月	CBCこども音楽コンクール(合唱)	CBC(中津日本放送)	○							
	9月	東浦市音楽コンクール	東浦市教育委員会								
美術	8月	東浦市ジュニアスポーツフェスティバル 美術競技	東浦市教育委員会								
	8月	WE LOVE トンガ美術コンクール	東浦市美術協会								
	9月	東浦市美術コンクール	東浦市教育委員会	○							
	9月	東浦市美術コンクール	東浦市教育委員会								
吹奏楽	7月	東浦市吹奏楽コンクール	東浦市吹奏楽協会	○	7月	東浦市吹奏楽コンクール近畿地区大会	東浦市吹奏楽協会	○	7月	東浦市吹奏楽コンクール近畿地区大会 (吹奏楽)	東浦市吹奏楽協会
	12月	東浦市吹奏楽コンクール	東浦市吹奏楽協会	○	12月	東浦市吹奏楽コンクール近畿地区大会	東浦市吹奏楽協会	○	12月	東浦市吹奏楽コンクール近畿地区大会 (吹奏楽)	東浦市吹奏楽協会
	12月	東浦市吹奏楽コンクール	東浦市吹奏楽協会	○	12月	東浦市吹奏楽コンクール近畿地区大会	東浦市吹奏楽協会	○	12月	東浦市吹奏楽コンクール近畿地区大会 (吹奏楽)	東浦市吹奏楽協会
	12月	東浦市吹奏楽コンクール	東浦市吹奏楽協会	○	12月	東浦市吹奏楽コンクール近畿地区大会	東浦市吹奏楽協会	○	12月	東浦市吹奏楽コンクール近畿地区大会 (吹奏楽)	東浦市吹奏楽協会

※コンピュータ、家庭科、音楽は大会等出場なし